

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 22 日

西宮市指定生活介護事業者
西宮市指定短期入所事業者 各位

西宮市生活支援課長
西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所（生活介護・短期入所）の人員基準等の取扱いについての留意事項について

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室他連名事務連絡）（以下、「変更後事務連絡」という。）が示され、本市においては、当該変更後事務連絡の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の適用について」（令和 5 年 5 月 22 日西宮市法人指導課他連名事務連絡）により、令和 5 年 6 月 1 日から適用することとしました。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所（生活介護・短期入所）の人員基準等の取扱いについての留意事項について」（令和 2 年 6 月 26 日西宮市生活支援課他連名事務連絡）は、令和 5 年 5 月 31 日限りで廃止いたします。

今後は、変更後事務連絡その他国通知等に従い、ご対応いただきますようお願いいたします。

以上

【問合せ先】

西宮市 生活支援課
電話：0798-35-3130
西宮市 法人指導課
電話：0798-35-3423